

概要版

新させぼっ子

未来プラン

～子育てしやすい街 させぼをめざして～

次世代育成支援佐世保市行動計画

佐世保市子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度



佐世保市



『新させぼっ子未来プラン』とは？

計画の位置づけ

『新させぼっ子未来プラン』とは、本市における子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画です。本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画とするとともに、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画として位置づけます。

計画期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

新させぼっ子未来プランの特徴

① 幼児教育と保育の一体的推進

市民の利便性を考慮した保育時間の一本化
市独自の保育料階層の細分化による保育料階層の統一

② 留守家庭児童対策の充実

必要な地域への放課後児童クラブの開設
新たに制定した条例に基づくサービス水準の向上

③ 配慮が必要な子ども・家庭への支援や、障がい児支援の充実

より多くの受診をめざした子ども発達センターの充実
インクルーシブ教育・保育など新たな取り組みへの検討

計画の基本方針

【佐世保市が目指す姿】

心豊かな人を育むまち

子どもを安心して産み、楽しく育て、
子どもが健やかに成長できる環境づくりが進んでいます。

1

「子どもの最善の利益」が実現できるよう、子どもの視点に立ち、全ての子どもが健やかに成長できるまちになることを目指します。

【基本理念】

2

保護者が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができ、まちになることを目指します。

3

地域や社会全体が、子どもと子育てを支え、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることのできるまちになることを目指します。

計画体系

基本的な方向性

施策

具体的な取り組み

1 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実

(1) 母子の健康管理への支援

- ①安全で健やかな妊娠・出産への支援
- ②乳幼児健康診査の充実
- ③健康診査フォローアップの充実
- ④家族計画指導
- ⑤家庭訪問による支援
- ⑥事故予防・SIDS予防

(2) 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

- ①子どもに関する総合相談窓口（子ども子育て応援センター）
- ②児童虐待の未然防止
- ③幼児期から思春期における「いのちの教育」体制の促進
- ④子育てサポーターの養成
- ⑤子育て世帯への経済的支援

(3) 子どもの発達支援

- ①障がい児支援

2 地域での子どもと子育ての支援

(1) 地域における子育て支援の充実

- ①子育て支援拠点の充実
- ②子育て支援意識の高揚

(2) 地域における子どもの健全育成

- ①児童健全育成施設の改変
- ②地域の児童健全育成の取り組み支援
- ③食育の推進

(3) 子育ての援助体制の充実

- ①ファミリーサポートセンター
- ②子育て支援サークルのサポート

3 子育てと仕事の両立支援

(1) 幼児教育・保育サービスの充実

- ①幼児教育・保育施設等の充実
- ②時間外の保育
- ③一時預かり
- ④病児保育
- ⑤その他の子育て支援

(2) 留守家庭児童の居場所づくり

- ①放課後児童クラブ

(3) 事業者の子育てに対する理解促進

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進

4 幼児教育・保育の質の向上

(1) 「幼児教育センター」を拠点とした多様な幼児教育・保育の推進

- ①幼児教育・保育全般に関する調査・研究
- ②研修内容・体制の充実
- ③保幼小連携の推進
- ④特別支援教育の充実

5 計画推進のための包括的サポート

(1) 情報発信

- ①利用者支援

《基本理念》心豊かな人を育むまち



『子育てしやすい街・させば』を実現する5つの方向性



1 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実

(1) 母子の健康管理への支援

健康診査をはじめ、訪問指導や各種相談、事故予防など様々な支援を行うことによって、妊娠・出産から乳幼児期における母子の安全で健やかな暮らしを支えるまちをつくります。

特徴的な取り組み紹介

父親の育児参加機会の促進

母親の妊娠中から関わりをもてるように、市独自の父子健康手帳の作成・交付や各種講座等を開催します。また、父親が参加できる育児講演会等の紹介を行います。

《主な取り組み》

- 乳児家庭全戸訪問（家庭訪問員が伺います）
- 乳幼児健康診査
（4か月児健診・10か月児歯科育児相談etc）
- マタニティ学級&プレパパ学級
- 特定不妊治療費助成や相談支援etc

安否確認を含めた乳幼児の状況把握

健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診児の把握に努め、その中で支援が必要な家庭については、育児相談支援を行っていきます。

(2) 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

子どもや子育てに関する様々な相談に対応するとともに、児童虐待の未然防止や子育て世帯への経済的支援などを行うことによって、安心して暮らせるまちをつくります。

特徴的な取り組み紹介

子ども・子育て応援センターの充実

相談員の資質向上に努めるとともに、保育所・幼稚園、学校などの関係施設や医療機関等との連携を強化します。

《主な取り組み》

- 子ども子育て応援センター
（子どもに関する様々な相談を受けます）
- 子育て世帯への経済的支援
（児童手当・児童扶養手当・福祉医療費etc）
- 保育料を国基準よりさらに軽減します

保育所・幼稚園等の保育料軽減

未就学児を持つ保護者のニーズに対応するため、市独自の階層の細分化と保育料の軽減を行います。

(3) 子どもの発達支援

子ども発達センターを中心に、障がいや発達に心配のある子どもに対する療育支援、あるいは保育所・幼稚園等での受け入れ体制を充実することによって、すべての子どもが健やかに成長できるまちをつくります。

特徴的な取り組み紹介

子ども発達センターの充実

「療育」と「子育て支援」を両輪とした「子ども発達センター」の充実を進めます。また、「すざのこ園」との連携を強化し、「児童発達支援センター」としての役割を担い新たな制度に対応します。

《主な取り組み》

- 子ども発達センターの運営
（街中への移転を機に市民の利用を促します）
- 保育所・幼稚園等において配慮が必要な子どもたちの受入体制を整えます。

2 地域での子どもと子育ての支援

(1) 地域における子育て支援の充実

それぞれの地域に子育て支援のための施設を開設するとともに、子育て支援のための講演会やイベントなどを開催することによって、地域全体で子育てを支えるまちをつくります。

特徴的な取り組み紹介

地域における子育て支援意識の高揚

地域による子育て支援の意識高揚を図るため、地域に向けた子育て講演会・子育て講座等のふれあいイベントを開催します。

《主な取り組み》

- 地域子育て支援センターや認定こども園による、在宅親子のつどいの場所等“子育て支援拠点”の充実

(2) 地域における子どもの健全育成

地域の中で様々な遊びや体験、あるいは食育を通じて、子どもたちの健全な育成が推進されるまちをつくります。

特徴的な取り組み紹介

地域による児童健全育成への取り組み支援

冒険遊び場（プレイパーク）など児童健全育成に資する地域活動や市民協働による取り組みに対して支援します。

《主な取り組み》

- 食育の推進（離乳食講座etc）
- 子どもと保護者、市民が集まりやすい“屋内型遊戯施設”についての研究

(3) 子育て援助体制の充実

市民主体の子育て支援活動をサポートすることによって、市民が相互に子育てを支えるまちをつくります。

特徴的な取り組み紹介

子育て支援活動

ファミリーサポートセンターやサークル活動等の充実や相互間の交流促進による活性化を図るため、各種講座等の開催や情報発信を行います。

《主な取り組み》

- ファミリーサポートセンターの運営
（支援を希望する“依頼会員”と、支援を行う“提供会員”をコーディネート）

3 子育てと仕事の両立支援

(1) 幼児教育・保育サービスの充実

共働きや多様な就労形態に対応した幼児教育や保育に係る様々なサービスを充実させることによって、子育てと仕事の両立を支援するまちをつくりま

特徴的な取り組み紹介

幼児教育・保育の一体的推進

幼児教育・保育施設において、職員配置基準の改善等、質の高い教育・保育の提供を行い、教育・保育環境の整備を進めます。

《主な取り組み》

- 幼児教育・保育施設等の充実**
(幼児教育・保育需要に対する適正な供給)
(老朽化した施設の計画的な改修)
- 認定こども園の普及に向けた研究・検討**
- 子育てに関する各種サービスの提供**
(延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育etc)

(2) 留守家庭児童の居場所づくり

就学児童に対して放課後の生活の場や多様な体験や活動を提供する体制を整えることによって、就学後においても継続的に安全で安心して過ごすことのできるまちをつくりま

特徴的な取り組み紹介

放課後児童クラブの開設

市民ニーズに対応するため、必要な地域に放課後児童クラブを開設します。また、新たに策定した条例に基づき職員研修や施設環境の整備などサービス水準の向上を図ります。

《主な取り組み》

- 放課後子ども教室の開設**
(放課後子ども総合プランを推進し、必要とされるすべての小学校への開設)

(3) 事業者の子育てに対する理解促進

市民や企業等に対してワーク・ライフ・バランスなどに関する講演会や講座を開催することによって、子どもと子育てを社会全体で支えていくまちをつ

特徴的な取り組み紹介

ワーク・ライフ・バランスの推進

子育てしやすい社会の実現のために、企業、保護者、市民など、それぞれの役割に関する講演会や講座を開催します。

《主な取り組み》

- 働き方や父親の育児参加の意識高揚**
- ワーク・ライフ・バランスの推進**

4 幼児教育・保育の質の向上

(1) 「幼児教育センター」を拠点とした多様な幼児教育・保育の推進

幼児教育・保育や子育て支援に関する様々な調査・研究を行い、その成果を幼稚園・保育所などに広く浸透させることによって、質の高い幼児教育・保育を提供できるまちをつくりま

特徴的な取り組み紹介

幼児教育センターの発展

幼児教育センターを幼児教育・保育全般に関する調査・研究の「中枢」を担う施設として、特別支援教育や保幼小連携に関することなど、適切な研究テーマの企画・立案や調査・研究方針の調整を行います。

《主な取り組み》

- 幼児教育センターにおいて研修の内容や実施方法等を検討し、幼児教育・保育施設の拠点をめざします。**
- 保幼小連携の推進**
(保幼小連携接続カリキュラムのPDCA)

保幼小連携の推進

保幼小連携推進会議や関係団体との連携を深めることによって、全市的に保幼小連携を推進します

5 計画推進のための包括的サポート

(1) 情報発信

子育て家庭に必要な情報をより分かりやすく提供することによって、子育て中の保護者が利用するサービスを自ら選択できるまちをつくりま

《主な取り組み》

- きめ細かな子育て支援情報の発信**
(受信側を考えた多様な媒体の活用)
- 利用者一人ひとりのニーズにあった支援**

特徴的な取り組み紹介

「保育コンシェルジュ」の新設

多様な教育・保育施設や地域の子育て支援等を円滑に利用できるように、情報の集約・提供、相談等を行う「利用者支援事業(保育コンシェルジュ)」への取り組みを進めます。



計画の目標

次世代育成支援行動計画関係

指 標	現状 25 年度	平成 31 年度
4 か月児健康診査の受診率	98.8%	100%
虐待相談対応改善率	54.9%	50%以上
乳幼児健康診査受診率	95.2%	97%
乳児家庭全戸訪問実施率	92.2%	100%
子ども子育て応援センター相談対応率	100%	100%
子育てサポーター活動人数	40 人	50 人
子ども発達センターにおける関係機関とのネットワーク会議実施回数	34 回	34 回
特別支援教育対象者のうち子ども発達センター利用者の占める割合	82.4%	100%
障がい児保育実施可能施設数	74 か所	85 か所
地域子育て支援センターの延べ利用人数	125,747 人	150,000 人
ファミリーサポートセンター会員登録数	1,617 人	3,000 人
子育て講演会・イベント等の参加者満足度	98.8%	100%
子育て支援の実施か所数（地域子育て支援センター・認定こども園）	29 か所	50 か所
児童センター等のあり方検討会の開催回数	0 回	6 回
離乳食講座の開催回数	10 回	10 回
ファミリーサポートセンター交流会の開催回数	5 回	12 回
子育て支援サークル関係講座の開催回数	11 回	12 回
保育所待機児童数（4 月 1 日現在）	0 人	0 人
施設型給付、地域型保育給付の実施施設数	27 年度新規	100 か所
午後 7 時までの延長保育実施か所数	57 か所	68 か所
一時預かり事業実施か所数	80 か所	80 か所
病児保育室実施か所数	4 か所	5 か所
放課後児童クラブ開設数 （うち一体型の開設数）	46 か所 （14 か所）	73 か所 （17 か所）
放課後児童クラブ研修会の開催回数／参加者数	3 回 275 人	3 回 360 人
父親向け育児講演会等の参加者満足度	98.5%	100%
幼稚園の就園率	98.7%	100%
幼児教育・保育研修に対する幼稚園教諭・保育士の満足度	97.2%	100%

指 標	現状 25 年度	平成 31 年度
幼児教育・保育全般に関する調査研究成果の公表	0 回	1 回
幼稚園教諭・保育士・保育教諭研修の開催回数／参加者数	11 回 609 人	11 回 700 人
保幼小連携講座の開催回数／参加者数	63 回 1,070 人	63 回 1,100 人
特別支援教育講座等の実施回数／参加者数	1 回 77 人	3 回 180 人

子ども・子育て支援事業計画関係

指 標	現状 25 年度	平成 31 年度
妊婦健康診査（受診人数／延べ受診回数）	2,312 人 27,450 回	2,220 人 26,640 回
乳児家庭全戸訪問事業（対象者数）	2,259 人	2,000 人
養育支援訪問事業（延べ人数）	227 人	280 人
子育て短期支援事業（延べ利用人数）	90 人	98 人
地域子育て支援拠点事業（月あたり延べ利用人数）	8,759 人	8,800 人
ファミリーサポートセンター事業（延べ利用人数）	660 人	1,400 人
一時預かり事業（延べ利用人数）	205,021 人	204,390 人
延長保育事業（時間外保育）（利用実人数）	3,622 人	3,870 人
病児保育事業（延べ利用人数）	2,672 人	5,460 人
放課後児童クラブ利用実人数	1,873 人	2,686 人
利用者支援事業（設置か所数）	0 か所	1 か所





子ども・子育て支援事業計画

本計画では、教育保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが法律によって定められています。

本計画の提供区域は佐世保市全域を一つとし、地域の事情に応じた柔軟な対応ができる体制をつくります。

●教育・保育施設等の「量の見込み」と「確保方策(確保量)」

新制度では、3つの区分認定に応じて幼稚園や保育所などの利用できる施設が決まります。

施設等の利用を希望する場合に、認定を受ける必要があります。

認定区分	対象		利用が想定される教育・保育施設等
	子どもの年齢	主な就労状況	
1号認定	3～5歳	専業主婦(夫)家庭、短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定		共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭	
3号認定	0歳 1～2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所・地域型保育事業

【教育・保育の量の見込み】(1号・2号・3号認定の見込み数【単位:人】)

	現状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3号(0歳児)	707	740	740	730	720	710
3号(1・2歳児)	2,310	2,592	2,558	2,532	2,496	2,466
2号(教育)	580	1,223	1,212	1,193	1,188	1,170
2号(保育)	3,242	3,345	3,320	3,267	3,248	3,197
1号(教育)	2,981	2,350	2,331	2,296	2,281	2,247
合 計	9,820	10,250	10,161	10,018	9,933	9,790

【確保方策の方向性】

- ・「2号認定(教育)」の供給確保方策については、現状からの検証等を踏まえた年間の平均的な値となるよう、1号認定と2号認定に区分して設定しました。
- ・教育・保育ニーズの需給については、既存施設において一定のバランスが取れていると考えられます。

【量の見込及び確保方策：中位推計&補正後】

		平成27年度 10,250人				平成28年度 10,161人				平成29年度 10,018人				平成30年度 9,933人				平成31年度 9,790人			
		1号認定		2号認定		3号認定	1号認定		2号認定		3号認定	1号認定		2号認定		3号認定	1号認定		2号認定		3号認定
				幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外									幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外						
量の見込		2,350	4,568		3,332	2,331	4,532		3,298	2,296	4,460		3,262	2,281	4,436		3,216	2,247	4,367		3,176
			734	3,834			727	3,805			716	3,744			713	3,723			702	3,665	
確保方策	特定教育 保育施設	2,358	3,671		3,140	2,332	3,642		3,106	2,286	3,581		3,070	2,268	3,560		3,024	2,223	3,502		2,984
	特定地域型 保育事業	2	4	80	2	4	80	2	4	80	2	4	80	2	4	80	2		4	80	
	確認を受け ない幼稚園	724	0	0	724	0	0	724	0	0	724	0	0	724	0	0	724	0	0	0	
	認可外 保育施設	0	159	112	0	159	112	0	159	112	0	159	112	0	159	112	0	159	112		
合計(再掲)		3,084	3,834		3,332	3,058	3,805		3,298	3,012	3,744		3,262	2,994	3,723		3,216	2,949	3,665		3,176

量の見込みと確保の内容の一覧

		H27	H28	H29	H30	H31
①利用者支援事業 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	量の見込み (設置か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策 (設置か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	量の見込み (月あたり延べ利用人数)	8,800人	8,800人	8,800人	8,800人	8,800人
	確保方策 (開設か所数)	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所
③妊婦健康診査 妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や保健指導の実施、また妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。	量の見込み (受診人数) (延べ受診回数)	2,370人 28,440回	2,340人 28,080回	2,300人 27,600回	2,270人 27,240回	2,220人 26,640回
	確保方策	・実施場所：医療機関 ・実施時期：随時実施				
④乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	量の見込み (対象者数)	2,140人	2,120人	2,080人	2,050人	2,000人
	確保方策 (実施体制)	・市(子ども保健課)において実施。家庭訪問員(平成25年度：23人)が訪問。 ・家庭訪問員は、市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する者。				
⑤養育支援訪問事業及び 子どもを守る地域 ネットワーク機能強化事業 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行う事業です。	量の見込み (延べ人数)	280人	280人	280人	280人	280人
	確保方策 (実施体制)	・市(子ども保健課)において実施。 ・養育支援家庭訪問員(平成25年度：10人)、 養育支援助産師(平成25年度：5人)が訪問。 ・1回あたりの支援時間は2時間以内とし、回数は8回を限度。 ・「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」の定期的な委員会や検討会、必要時の個別ケース会議を開催します。				
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ) 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。	量の見込み (延べ利用人数)	98人	98人	98人	98人	98人
	確保方策 (延べ利用人数)	98人	98人	98人	98人	98人
⑦ファミリーサポート センター事業 乳幼児や小学生等の児童の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	量の見込み (延べ利用人数)	1,150人	1,300人	1,400人	1,400人	1,400人
	確保方策 (延べ利用人数)	1,150人	1,300人	1,400人	1,400人	1,400人

			H27	H28	H29	H30	H31
⑧一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保護を行う事業。	幼稚園での預かり	量の見込み (延べ利用人数)	1号認定による利用 53,540人	53,080人	52,230人	51,860人	51,040人
		2号認定による利用	149,790人	148,440人	146,110人	145,500人	143,290人
	その他の預かり	確保方策 (延べ利用人数)	203,330人	201,520人	198,340人	197,360人	194,330人
		量の見込み (延べ利用人数)	10,550人	10,440人	10,310人	10,200人	10,060人
		確保方策 (延べ利用人数)	10,550人	10,440人	10,310人	10,200人	10,060人
⑨延長保育事業（時間外保育） 通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業。	量の見込み (利用実人数)		4,060人	4,020人	3,970人	3,930人	3,870人
	確保方策 (利用実人数)		4,060人	4,020人	3,970人	3,930人	3,870人
⑩病児保育事業 病児、病後の回復期にある児童について、病院・保育所等の専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。	量の見込み (延べ利用人数)		5,730人	5,670人	5,600人	5,540人	5,460人
	確保方策 (延べ利用人数)		14,112人	14,112人	14,112人	14,112人	14,112人
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 保護者が就労等によって昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。	量の見込み (利用実人数)		2,659人	2,670人	2,698人	2,694人	2,686人
	確保方策 (利用実人数)		2,846人	2,846人	2,846人	2,846人	2,846人



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

子ども・子育て支援新制度を広く知ってもらうために内閣府が作成したシンボルマークです。新制度の理解と共感を深めるための広報啓発活動などに活用されています。

新させぼっ子未来プラン《概要版》 【次世代育成支援佐世保市行動計画】 【佐世保市子ども・子育て支援事業計画】

発行年月：平成27年3月

発行：佐世保市子ども未来部子ども政策課
(〒857-0042佐世保市高砂町5番1号)

電話：0956-24-1111（内線5411～5412）